## 令和4年度守山市育英奨学生の募集要項

守山市では、高等学校や大学等に進学される学生、または、在学されている方および外国の高等学校に 留学される学生で、経済的に困窮されている方に奨学金を貸与し、支援してきました。

ついては、令和4年度守山市育英奨学生を募集しますので、募集要項に該当される方で、奨学金の貸与等を希望される場合は、受付期間内に守山市教育委員会事務局学校教育課まで必要書類を添えて、申請してください。

なお、令和4年度からは、大学等に進学および在学する学生に対して「返還免除型奨学金」を創設するとともに、あわせて、従来からの「貸与型奨学金」については、月額30,000円に増額し、支援を拡充します。

#### 1 奨学金の種類について

### (1) 奨学金

## ア 返還免除型奨学金

- ・大学等に進学または在学する学生(国の給付型奨学金受給者)が対象です。
- ※国の給付型奨学金受給者とは、大学等における修学の支援に関する法律(令和2年法律第8号) に定める学資支給および授業料等減免を受給が決定している者です。
- ・卒業後、一定期間、守山市内に居住する等の要件を満たす場合、奨学金の返還を免除します。 なお、要件を満たさなくなった場合は、返還していただくことになります。
- ・奨学生10名程度を、学業、スポーツまたは文化芸術等の成績などを総合的に審査し、決定します。

#### イ 貸与型奨学金

- ・高校・大学等に進学または在学する学生が対象です。
- ・卒業後に返還していただく奨学金です。
- ・世帯の所得状況をもとに審査します。

#### (2) 入学(留学) 支度金

- ・新入学生が対象です。
- ・卒業後に返還いただく奨学金です。
- ・世帯の所得状況をもとに審査します。

#### (3) 緊急学資資金

- 大学等に進学または在学する学生が対象です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学費の支払いが困難な方を支援します。
- ・卒業後に返還していただく奨学金です。

### 2 対象者について

学校教育法第1条または第124条に規定する学校(次頁、3項による)に入学の見込みが確実な方、または、在学している方および外国の高等学校に留学\*1を許可される見込みの方で、学費の支払いが困難であると認められ(所得基準あり)、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 保護者が市内に居住している方。ただし、返還免除型奨学金の申請者については、保護者が市内に 3年以上居住している方
- (2) 児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設または自立援助ホームに入所されている方
- (3) 里親またはファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業) に養育を委託されている方
  - \*1 学校教育法施行規則第93条第1項(同規則第113条第3項および第135条第5項において準用する場合を含む)に基づく留学

### 3 対象学校および貸与等金額について

対象学校、奨学金の種類および金額については、次の表のとおりです。なお、返還免除型奨学金と貸与型奨学金の併用はできません。

## (1) 奨学金および入学(留学) 支度金

	貸与等金額					
対象学校	返還免除型	貸与型	入学(留学)支度金			
	奨学金	奨学金	八子(笛子)又浸壶			
高等学校 中等教育学校(後期課程) 特別支援学校(高等部) 高等専門学校(1~3年次) 専修学校(高等課程)	対象外	月額 10,000円	新入学生のみ 70,000円			
大学(短期大学および大学院を含む。) 高等専門学校(4~5年次、専攻科) 専修学校(専門課程)	月額 30,000円	月額 30,000円	新入学生のみ 250,000円			
外国の高等学校に留学*1	_	_	300,000 円			

## (2) 緊急学資資金

貸与金額については、原則、申請受付日時点で支払期日が到来していない(支払猶予されている場合を含む。)学費相当額と下表の貸与金額を比較して低い方の額とします。

なお、学費等の支払いでお困りの場合は、事前にご相談ください。

対象学校	貸与額
大学(短期大学および大学院を含む。) 高等専門学校(4~5年次、専攻科) 専修学校(専門課程)	上限 500,000円

- ※ 貸与額は原則10万円以上とし、1万円未満は切捨て
- ※ 貸与決定後、学費を支払ったことが確認できる書類(領収書等)の提出が必要です。

## 4 申請について

#### (1) 受付期間等

ア 一斉受付(返還免除型奨学金、貸与型奨学金、入学(留学)支度金、緊急学資資金)

### 令和4年1月11日(月)から令和4年2月14日(月)まで

※土・日曜日、祝日は除く、午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中

イ 随時受付(貸与型奨学金および緊急学資資金のみ)

一斉受付期間終了後は、下の表のとおり、随時受付を行います。なお。随時受付の場合は、決定 月分からの貸与となります。

受付期間	決定月
令和4年3月11日(金)から4月8日(金)まで	5月
令和4年4月11日 (月) から5月10日 (火) まで	6月
令和4年5月11日 (水) から6月10日 (金) まで	7月
令和4年6月13日 (月) から7月8日 (金) まで	8月

※土・日曜日、祝日は除く、午前8時30分から午後5時15分までの執務時間中

### (2) 申請方法

守山市教育委員会事務局 学校教育課(守山市役所 東棟1階)へ直接、ご持参ください。

- (3) 提出書類(様式1~3は学校教育課で配布。または市ホームページより入手可能。)
  - ア 奨学生願書 (様式第1号)
    - ※市税の納付状況の確認ならびに課税台帳および住民基本台帳の閲覧への同意事項欄がございますので、同意をお願いします。
    - ※本人、保護者について市税等に滞納があるときは、事前にご相談ください。
  - イ 学校長推薦調書(様式第2号)
  - ウ 施設長等推薦書 (様式第3号) ※下記の①または②の方のみ
  - エ 住民票の写し(申請者および連帯保証人が市外にいる場合)\*2 ※守山市に居住している方の書類は不要です。
  - オ 令和3年分の年間所得を証明する書類 ( 令和3年分源泉徴収票(写)、令和3年分(令和3年 度) 確定申告書(写)等 ※申請者が属する世帯の内、所得のある者全員)\*2
  - \*2 ①「児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設または自立援助ホームに入所されている方」や、②「里親またはファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)に養育を委託されている方」については、保護者および連帯保証人がいない場合でも申請できます。その場合については、申請される方以外の方に関わる書類は省略できます。詳しくはご相談ください。
- ※なお、返還免除型奨学金を受けようとする場合、(3)の書類にくわえて、次の書類を提出ください。
  - ア 高等教育の修学支援新制度の受給予定または受給していることがわかるもの
  - イ 学業、スポーツまたは文化芸術等の成績がわかるもの(成績書や表彰状など。)

## 5 選考について

選考委員会にて、申請書類内容を審査、貸与を決定し、選考結果を3月以降に通知します。

#### 【返還免除型奨学金の選考基準】

- 1 高等教育の修学支援新制度(大学等における修学の支援に関する法律(令和2年法律第8号) に定める学資支給および授業料等減免)が決定していること。
- 2 市税等の滞納がないこと。
- 3 特に学業、スポーツまたは文化芸術などの成績が優秀であること。
- 4 大学等を卒業後、守山市内に居住する意思のあること。

## 【貸与型奨学金、入学(留学)支度金、緊急学資資金の選考基準】

- 1 生活保護を受けている世帯
- 2 市民税の非課税世帯
- 3 前年の世帯の総所得が所得基準以下の世帯であって学資の支弁が困難である者
- 4 今年の世帯の総所得の年額の見込額が、失業その他の理由により前年に比し著しく減少し、かつ、所得基準以下である世帯であって、学資の支弁が困難である者

### 6 貸与期日について

奨学金は、各期の最初の月に各期分を貸与します。入学支度金は新入学生のみとし、初回の貸与期日とあわせて貸与します。(各期に在学証明書の提出または学生証原本の提示により在籍されていることを確認後、貸与します。)

(1) **返還免除型奨学金** 前期分 (4月1日から 9月30日まで) 4月26日予定

後期分 (10月1日から 3月31日まで) 10月28日予定

**(2) 貸与型奨学金** 1 学期分(4月1日から 7月31日まで) 4月26日予定

2学期分(8月1日から 12月31日まで) 8月30日予定

3学期分(1月1日から 3月31日まで) 1月31日予定

※随時申請の場合は、決定月分からの貸与となります。

### (3) 留学支度金

留学支度金は、留学許可証(在籍学校長発行)の提出後に貸与します。

#### (4) 緊急学資資金

緊急学資資金は、決定月に貸与します。

#### 7 返還について

- (1) 貸与型奨学金の貸与利率については、無利子としますが、正当な理由なく、返還を遅延したときは延滞利息(当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じて返還すべき額を年10.75パーセントの割合で計算した利息)を付すこととします。
- (2) 貸与型奨学金の貸与期間は、当該学校における正規の修業期間としますが、奨学生が退学、貸与辞退、その他貸与要件を欠くに至った場合には、貸与の決定を取り消します。

また、休学や停学処分を受けた場合は、その期間の奨学金の貸与を停止します。

- (3) 奨学金および入学(留学)支度金の貸与を受けた学生は、その貸与金額を、卒業または退学後1年(留学の場合については、帰国後国内の学校を卒業または、退学後1年)を経過した日から正規の修学期間に相当する期間内において、一括償還または、月賦・年賦均等償還により返還していただきます。
- (4) 緊急学資資金の貸与を受けた学生は、その貸与金額を、卒業または退学後1年を経過した日から5年以内に、一括償還または年賦均等償還により返還していただきます。

## 8 保護者および連帯保証人について

- (1) 保護者は、申請者と連帯して弁済の責を負っていただきます。
- (2) 連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ独立の生計を営む者であって、いつでも申請者と連絡が取れるものである者とし、万一、申請者および保護者ともに貸与金額の返還が滞った場合は、連帯して 弁済の責を負っていただきます。

### 9 その他について

所得基準額は、家族の構成や年齢によって異なります。

【参考】所属基準額(例) <4人家族〔父、母、大学生2人〕で給与収入の場合>

- ①奨学金・入学(留学)支度金 世帯の合計収入が約650万円以下
- ②緊急学資資金 世帯の合計収入が約760万円以下

## 10 問い合わせ先および申請先について

守山市吉身二丁目5番22号(守山市役所 東棟1階)

守山市教育委員会事務局 学校教育課

TEL電話:077-582-1141 (課直通)

FAX : 077-582-9441

E-mail: gakkokyoiku@city. moriyama. lg. jp

様式第1号(第3条関係)

## 奨 学 生 願 書

年 月 日

守山市教育委員会 あて

申請者 住 所 氏 名 電話番号 保護者 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号

守山市育英奨学条例施行規則第2条の規定により奨学金(入学(留学)支度金、緊急学資 資金)の貸与について申請します。

( 氏	ふりが	な ) 名					* The second sec	生年	月日						
住		所		-											•
在	学学村	交 名											-		
修引		学校名									•				
学_	部・学	科名					*****								
修章	学(留学)	期間		年	月;	から		年	月	まで	(		年間	)	
						月額	Ę					円			
			貸	与	型	奨	学	金	(	ク	希	望	あり	•	なし
			返		色 除	型	奨	学	金	の	希	望	あり	•	なし
奨	学	金	卒	業 後	Ø ī	节 内	居	住	のす	意 思	確	認			
			※返	逐還免隊	全型獎	学金を	希望	する	場合	は、	記入し	して	意,	思あ	り
			くた	ごさい。										•	
			※返	[還免]	余を受	けるに	には、	卒業	後、	貸与	期間に	こ相	意	思な	l
			当す	る期間	引、本	市に居	住す	-るこ	と等	が要	件で	す。			
入章	学(留学)支	度金			•	円	緊	急	学	資	資	金			円

通	学	区	分	自	它	•	自宅外			
他の有	)奨学会	金の貸	与の無	有(名和	沵			金額	円) • 無	氏
奨学 理	金金を	必要と	する 由							
同	意	事	項	関連すび私のおよび	る真属に	事務 / する † 民基 <sup>ス</sup>	こおいて、 世帯員のi 本台帳をi	守山市教育委員	急学資資金を含む。)に会が必要に応じて私およの確認ならびに課税台帳いて同意します。	
								<u>保護者</u>		

世帯(生計を一にする家族)の状況									
申請者から みた続柄	氏 名	生年月日	満年齢	学校名(学年)勤務先等	年間総所得				
	·								
,			,						
世帯	人員 計	· .	人	所得額の合計					
	生活保 子	父 子	の有無世帯	有 該 当	<ul><li>無</li><li>非該当</li></ul>				
特記事項		<b>記</b> 等への入	.所の有無	有有有	· 無 · 無				
	里 親 等	の養護	の有無	• 有	<b></b> 無				

## (注意事項)

- 1 申請者、親権者等および連帯保証人が属する世帯全員の住民票記載証明書を添付のこと。ただし、教育委員会が認める者については、この限りでない。
- 2 生活保護受給および児童扶養手当受給されている場合は、証明書の写しを添付のこと。
- 3 「世帯の状況」欄で、「満年齢」欄は基準日 ( 年 月 日)時点での年齢、「学校名、勤務先等」欄は申請日現在、「年間総所得」欄は 年分所得を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

	学	校	長	推	薦	調	書		
氏 名				在学学学	校名年				——
学力に関す (全履修科目		評定平均	匀値また	こはGP	A		点(5♪	没階評価	i))
人物に関す	る所見								
出席状況									
その他									
上記の者は	、守山市	奨学生。	として证	適当と認る	め推薦し	ます。			A .
	年	月	日						
守山市教	育委員会	あて							
				学校長	・学長				郭
					1				

※GPAとは Grade Point Average の略であり、客観的な成績評価を行うため授業科目ごとの成績に $0\sim4$ などのポイントを付し、単位当たりの成績の平均値をいう。

# 施設長等推薦書

氏名		在学学校名		学校	年
学フ	7に関する所見				
人物	加に関する所見				
修言	とへの意欲				
その	)他				
-					
上青	己の者は、守山市奨学生として適	当と認め推薦し	します。		
	B B				
	年 月 日				•
,	7.1. 土地本禾県人 まて				
7	守山市教育委員会 あて				
	推薦者				÷
	施設等名(里親の	場合け記入不見	更 <i>)</i>		
	地队守石(主机》		<i>×)</i>		
	————————————————————————————————————				
	障	害児入所施設	-п.		
-		童心理治療施調 童自立支援施調			
	□自	立援助ホーム		•	
	□里		). (小姐塔/P.尼那里辛	<b>美</b> 本事	`
			ム(小規模住居型児童	食月争亲	)
	氏名または代表者	<del>/</del> 0			
					<del></del>
	<b>江 .</b> <i>刀</i> .				
	電話番号				
	<b>电叫用</b> 7				